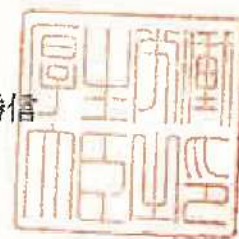


厚生労働省発基 0410 第 3 号
令和 2 年 4 月 10 日

全国社会保険労務士会連合会
会長 大野 実 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



社会保険労務士及び社会保険労務士法人に対する
懲戒処分に関する運用基準について

今般、社会保険労務士及び社会保険労務士法人に対する懲戒処分に関する運用基準について別添のとおり作成したので通知します。

ついては、傘下会員に周知し、社会保険労務士制度の適正な運営に御協力いただくようお願いします。

社会保険労務士及び社会保険労務士法人に対する 懲戒処分に関する運用基準

社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号。以下「法」という。）第 25 条の 2、第 25 条の 3 及び第 25 条の 24 に基づく厚生労働大臣の懲戒処分に関する運用基準は、次のとおりとする。

1 厚生労働大臣による懲戒処分の基本的な考え方

社会保険労務士（以下「社労士」という。）は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない職責を負い、社労士がその職責を果たすことにより、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与し、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上を図ることが期待されている。社会保険労務士業務（社会保険労務士法人（以下「社労士法人」という。）が行う業務を含む。）の執行は、事業者及び労働者に対してのみならず、労働行政及び社会保険行政に対しても重大な影響を与えるものであることから、法に基づく厚生労働大臣による監督上の行政処分として、懲戒処分を行うものである。

(1) 処分の種類

ア 社労士に対する懲戒処分については、法第 25 条において、「戒告」、「1 年以内の社会保険労務士の業務の停止」又は「失格処分」の 3 種類である旨規定している。

イ 社労士法人に対する処分については、法第 25 条の 24 において、厚生労働大臣は、「戒告」、「1 年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止」又は「解散」を命ずることができる旨規定している。

(2) 処分の事由

ア 社労士に対する懲戒処分の事由については、法の規定の内容から以下のように分類される。

(ｱ) 法第 25 条の 2 第 1 項

- a 故意に、真正の事実と反して申請書等の作成、事務代理又は紛争解決手続代理業務を行ったとき
- b 不正に労働社会保険諸法令に基づく保険給付を受けること、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険料の賦課又は徴収を免れることその他労働社会保険諸法令に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしたとき

(ｲ) 法第 25 条の 2 第 2 項

相当の注意を怠り、法第 25 条の 2 第 1 項の行為をしたとき

- (ウ) 法第 25 条の 3（法第 25 条の 2 の規定に該当する場合を除く。）
 - a 法第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により添付する書面又は同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による付記に虚偽の記載をしたとき
 - b 法及びこれに基づく命令又は労働社会保険諸法令の規定に違反したとき
 - c 社労士たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- イ 社労士法人に対する懲戒処分の事由については、法の規定の内容から以下のように分類される。
- (ア) 法第 25 条の 24
 - a 法及びこれに基づく命令に違反したとき
 - b 運営が著しく不当と認められるとき

2 懲戒処分の量定の基本的考え方

懲戒処分の量定については、別表を基準として、次の①～⑦に掲げる事項に関する情状を総合的に考慮して決定する。

なお、社労士及び社労士法人の懲戒処分に関する個々の事案は、様々な背景や特徴を有しているため、別表に定める量定が適切でないと認められる特段の事情がある場合には、法に規定する処分の範囲を限度として、量定を決定することができるものとする。

- ① 社会保険労務士制度に対する信用失墜の程度
- ② 円滑な労働・社会保険行政に対する侵害の程度
- ③ 不正行為等の規模
- ④ 更なる不正行為等の防止の必要性
- ⑤ 刑事処分の有無及びその内容
- ⑥ 過去の量定との均衡
- ⑦ その他の情状

3 適用

「2 懲戒処分の量定の基本的考え方」については、令和 2 年 7 月 1 日以後にした不正行為等に係る懲戒処分から適用する。

【別表】

【社会保険労務士関係】

根拠条文及び懲戒の種類	懲戒事由	量定の基準
<u>法第 25 条の 2 第 1 項</u> ・ 1 年以内の業務停止 又は ・ 失格処分	故意に、真正の事実と反して申請書等の作成、事務代理又は紛争解決手続代理業務を行ったとき	1 当該行為を主導的立場で行った場合 失格処分又は 1 年以内の業務停止 2 当該行為に従属的立場で行った場合 1 年以内の業務停止
	不正に労働社会保険諸法令に基づく保険給付を受けること、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険料の賦課又は徴収を免れることその他労働社会保険諸法令に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしたとき	1 当該行為を主導的立場で行った場合 失格処分又は 1 年以内の業務停止 2 当該行為に従属的立場で行った場合 1 年以内の業務停止
<u>法第 25 条の 2 第 2 項</u> ・ 戒告 又は ・ 1 年以内の業務停止	相当の注意を怠り、法第 25 条の 2 第 1 項に規定する行為（上記懲戒事由の行為）をしたとき	1 被害が重大で回復しがたい場合 1 年以内の業務停止 2 被害が重大で回復可能な場合 6 か月以内の業務停止 3 被害が軽微で回復しがたい場合 3 か月以内の業務停止又は戒告 4 被害が軽微で回復可能な場合 戒告
<u>法第 25 条の 3</u> ・ 戒告 又は ・ 1 年以内の業務停止 又は ・ 失格処分 （法第 25 条の 2 の規定に該当する場合を除く）	法第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により添付する書面又は同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による付記に虚偽の記載をしたとき	1 当該行為を主導的立場で行った場合 失格処分又は 1 年以内の業務停止 2 当該行為に従属的立場で行った場合 1 年以内の業務停止
	法及びこれに基づく命令又は労働社会保険諸法令の規定に違反したとき（法第 16 条違反の場合を除く）	1 当該行為を主導的立場で行った場合 失格処分又は 1 年以内の業務停止 2 当該行為に従属的立場で行った場合 1 年以内の業務停止

<u>法第 25 条の 3</u> ・ 戒告 - 又は ・ 1 年以内の業務停止 - 又は ・ 失格処分 (法第 25 条の 2 の規定に該当する場合を除く)	社労士たるにふさわしくない重大な非行があったとき (法第 16 条違反の場合を含む)	1 罰金以下の刑に処せられた場合 1 年以内の業務停止又は戒告 2 依頼者に対する背信行為をした場合 1 年以内の業務停止又は戒告 3 適正な労使関係を損なう行為をした場合 (労働争議時の団体交渉において、代理、仲裁又は和解その他の法律事務を取り扱うこと等により、適正な労使関係を損なう行為をした場合を含む。) 1 年以内の業務停止又は戒告 4 上記以外の場合 失格処分、1 年以内の業務停止又は戒告
---	---	---

【社会保険労務士法人関係】

根拠条文及び懲戒の種類	懲戒事由	量定の基準
<u>法第 25 条の 24</u> ・ 戒告 - 又は ・ 1 年以内の業務の全部若しくは一部の停止 - 又は ・ 解散	法及びこれに基づく命令に違反したとき	1 法第 25 条の 13 (成立の届出等)、第 25 条の 14 (定款の変更)、第 25 条の 22 (解散) 又は第 25 条の 23 (合併) に規定する全国社会保険労務士会連合会に届け出るべき届出をしなかった場合 戒告 2 上記以外の場合 解散、1 年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は戒告
	運営が著しく不当と認められるとき	解散、1 年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は戒告